

2017年12月26日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 白岩 立彦

宇治地区において例外措置適用を再開する是正指導を求める申入れ

当組合の宇治地区の各支部は、宇治地区四研究所長及び事務部長宛に17年11月30日付けで別紙のとおり、「例外措置」制度の適用及び積極的な活用を求める申し入れを行いました。

経過としては、宇治地区の四研究所及び事務部における例外措置適用については、2010年の導入当初は数名程度以上の適用があったものの、2013年以後は例外措置の適用事例が確認されません。また、一度は例外措置を適用されながら、11年目の更新では例外措置不適用とされ、かつ、6カ月のクーリングを経て再び雇い入れるという、雇止め規制の判例法理や労働契約法の無期転換ルール趣旨に反した脱法的な事例が報告されています。こうした事実から、宇治地区においては事実上、組織的に例外措置適用が忌避され、それが慣行化した状態にあると判断をせざるを得ません。同別紙の申入書はこうした状況について宇治地区の各部局等に自主的な是正を求めるものでした。

しかしながら、12月の宇治地区の諸会議にこの問題が附議されることもなく、宇治地区各支部に対しても対応方針等の回答・説明がありませんでした。このまま推移すると宇治地区においては組織的な例外措置適用の忌避が是正されず、今年度末も少なくない時間雇用教職員が一律に雇止めされるおそれがあります。11月9日の団体交渉で総務・人事担当理事が明言された「是正指導」を貴職に求めるものです。

記

1. 宇治地区の四研究所及び事務部に「例外措置」適用を実施するよう是正指導を行うこと。